

和泉市地域密着型サービス事業所における 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

1. 概要と目的

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けたい高齢者の生活を支えるサービスです。事業者はサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を目的に運営推進会議等を設置・開催する。

2. 運営推進会議の開催回数

(1) おおむね2ヶ月に1回以上定期的に開催

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) おおむね6ヶ月に1回以上定期的に開催

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※日程については、事前に調整すること。また、会議日時、場所、会議の議題や内容を明確にし、おおむね1ヶ月前には書面にて構成員へ依頼する。

3. 運営推進会議の構成員

- ・利用者
- ・利用者家族
- ・地域住民の代表者（町内会役員、民生委員・児童委員、老人クラブ代表等）
- ・市職員または圏域を管轄する地域包括支援センターの職員
- ・地域密着型サービスについて知見を有する者（社会福祉士、介護福祉士、地域医療関係者、高齢者福祉や介護保険制度に関する学識経験者等）

4. 運営推進会議の役割

地域密着型サービス事業所は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者に対し、サービス内容や活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴く機会として、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を設置するものとされています。

下記は、会議の役割として考えられる機能を示しています。

- (1) **情報提供機能**：事業所からの話題提供だけでなく、地域側からの情報提供や利用者家族の悩み等を地域住民が聴く場として活用する。
- (2) **地域づくり機能**：事業所の活動の振り返りと利用者や家族のニーズの再発見、地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくための成長の場となる。
- (3) **評価・権利擁護機能（事業所運営の透明性の確保）**：会議において、ヒヤリハット

や事故報告を議題に上げることで、参加者から率直な意見や改善策に対する考えを提示してもらうなど、オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては、別の視点からの意見を聞くことができる貴重な機会となる。

5. 会議の進め方

(1) 会議の議題

①活動状況等の報告

以下の内容については、できる限り取り入れ、それ以外でも必要に応じて話し合うこと。

- a. 運営指針について
- b. 利用者数、平均介護度
- c. 行事やイベントの開催状況、地域との交流状況
- d. 職員研修の状況

②会議の出席者から事業所の活動状況への評価

③ヒヤリハットや事故報告と防止に向けた改善策、利用者の健康管理に係る取り組み

④前回の運営推進会議で聴取した要望や助言への対応状況

⑤事業所への要望、助言などの意見聴取

⑥運営上の課題抽出（サービスの質の向上や職員の資質向上など）

※評価や意見聴取については、必要に応じてアンケート等も活用する。

(2) 会議の進行

①開会の挨拶

②出席者の自己紹介

③活動状況報告

④ヒヤリハットや事故報告及び今後の予防策

⑤その他議題

⑥出席者からの活動状況の評価、要望、助言の聴取

⑦意見交換、質疑応答

⑧閉会の挨拶

(3) 会議の記録及び公表

①事業所は、運営推進会議での報告、評価、要望、助言について記録を作成し、市に提出する。（必要に応じて、その他構成員にも送付する。）

②事業所は、会議記録を各事業所において掲示するなどして公表する。なお、事業所は当該記録の公表に際して、個人が特定できる情報の掲載は行わないなど、個人情報の保護について十分留意すること。